

都市ガスについてのお知らせ（重要事項説明書）

<ガス事業法に基づく書面>

この「都市ガスについてのお知らせ」は、お客さまにご契約内容をご理解いただくため、「ガス事業法第14条、および同第15条」の規定に基づき、静岡ガスよりお客さまにお知らせする大切な書面です。必ずお読みいただき、大切に保管してくださいますよう、お願いいたします。

この書面は、お客さまが静岡ガス株式会社（以下、「当社」といいます。）にガス使用のお申し込みをしていただくにあたり、お客さまに十分ご理解いただきたい事項について記載しております。

なお、契約内容のより詳細な事項につきましては、「一般ガス供給約款」、「付帯割引約款」、「選択約款」および「ガス工事約款」（以下、「約款等」といいます。）に定めています。約款等は、当社の各支社のほか、当社ホームページ（<https://www.shizuokagas.co.jp/>）でもご確認いただけます。

1. ガス使用のお申し込み、および契約の成立

- ・当社によるガスの供給を希望される方は、あらかじめ約款等を承諾のうえ、当社にガス使用のお申し込みをしていただきます。
- ・お申し込みは、当社のお客さまコンタクトセンター、各支社、またはエネリア各店で承ります。
- ・お客さまと当社のガスの使用に関する契約は、お客さまからのお申し込みを受け、当社が承諾したときに成立します。

2. ガスの使用開始日（契約開始日）

使用開始日（契約開始日）は、原則として以下のとおりといたします。

- 〈お引越し（転入）等で新たにガスの使用を開始する場合〉
お客さまが希望する日（ガス開栓日）といたします。
- 〈当社の他の料金プランからの切り替えや、他の都市ガス会社から契約の切り替えの場合〉
申し込み後、所定の手続きの完了後に到来する最初の検針日の翌日といたします。

3. お客さまからの申し出による契約の変更および解約

- ・契約の変更および引越し（転出）等に伴う解約については、当社のお客さまコンタクトセンター、各支社、またはエネリア各店にご連絡ください。
- ・他のガス小売事業者への切り替えに伴う解約については、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先のガス小売事業者へお申し込みください。

4. 当社からの契約の変更および解約

- ・当社は、約款等を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の約款等によるものといたします。その場合には、あらかじめ当社の各支社のほか、当社ホームページに掲載いたします。なお、お客さまは、変更内容を承諾いただけない場合、解約することができます。
- ・ガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合(料金のお支払いがない等)には、当社の判断により解約することがあります。

5. ガスの使用量の計量やガス料金の計算方法など

- ・当社は、あらかじめ定めた日に毎月1度検針を行います。
- ・ガス料金は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定した使用量に基づくものとし、基本料金、従量料金(原料費調整額を含みます。)の合計といたします。なお、割引制度の適用がある場合は、割引額を差し引いたものをガス料金といたします。
- ・従量料金単価は、毎月、基準単価に平均原料価格の変動を反映した原料費調整額を加味して決定します。そのため、原料価格の高騰や為替価格の影響等により大きく変動する(これまでの料金と比べて高くなる)可能性があります。原料費調整制度については、当社ホームページをご参照ください。
- ・当社はお客さまの使用量などのお知らせを、「静岡ガスからのお知らせ(検針票)」、または静岡ガス会員サイト「Webエネリア」にてお知らせいたします。
- ・ご契約いただくガス料金メニュー等は、「(別表)料金表」とおりです。
- ・ガス料金は、約款等の定めにより、支払義務発生日(検針日または使用量の算定に関する協議の成立した日等)の翌日から起算して30日目(支払期限日)までにお支払いいただきます。支払義務発生日の翌日から起算して50日が経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。
- ・支払期限日を経過してもお支払いがない場合は、支払期限日の翌日からお支払いの日までの期間に応じて1日あたり0.0274%の延滞利息を申し受けます。ただし、支払期限日の翌日から起算して10日以内にお支払いいただいた場合は、延滞利息はいただきません。

6. ガス料金のお支払い方法

- ・ガス料金は、当社が指定する金融機関での「口座振替」、または「払込み」(当社が指定するコンビニエンスストア等での払込み)のいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。お支払い方法が、「払込み」の場合、原則、毎月の検針時にお届けする払込票付検針票でのお取り扱いとなります。
- ・以下の契約は「クレジットカード」によるお支払いもできます。

- ・一般ガス供給約款
- ・家庭用燃料電池契約(エネファーム発電プラン)
- ・家庭用高効率給湯・調理契約(エコ得プラン)
- ・家庭用コージェネレーション契約(エコウィル発電プラン)
- ・ぼかぼかプラン2
- ・家庭用空調契約(空調プラン)
- ・家庭用温水暖房契約(床暖プラン)

※注意:業務用選択約款、大口契約のお客さまはクレジットカードによるお支払いはできません。

7. 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性(ガスグループ)

- ・当社は、次に規定する熱量、圧力および燃焼性のガスを供給いたします。
- ・ガスグループは「13A」ですので、ガス機器は「13A用」と表示されている機器をご使用ください。

ガスグループ	13A	
ガスの熱量	標準熱量…45メガジュール	最低熱量…44メガジュール
ガスの圧力	最高圧力…2.5キロパスカル	最低圧力…1.0キロパスカル

8. 消費機器調査の結果等の取り扱い

- ・当社は、消費機器調査の結果等について、保安確保を目的として一般ガス導管事業者へ提供いたします。

9. ガス工事

- ・ガス工事が必要な場合は、別途定める「ガス工事約款」に基づき、お申し込みをさせていただきます。
- ・内管(お客様の敷地内のガス管)およびガス栓は、お客様の費用負担で設置させていただきます。

10. お客様の責任およびご協力をお願い

- ・ガス使用にあたり、保安等の観点からご承諾いただきたい主な事項は以下のとおりです。

- ① 必要な業務のために、お客様の供給施設または消費機器の設置の場所へ立ち入ること。
- ② ガスの供給および保安上の必要がある場合に、お客様のガスの使用を中止または制限すること。
- ③ ガスの使用に関する契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き置かせていただくこと。
- ④ お客様がガス漏れを感知したときには、直ちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただくこと。
- ⑤ 内管およびガス栓等、お客様の資産となる供給施設について、お客様の責任において管理していただくこと。
- ⑥ ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、当社がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただくこと。

11. 個人情報の取り扱いについて

- ・当社が業務機会を通じてお客様より取得する個人情報は、以下の目的のために利用させていただき、当社のプライバシーポリシーに則り適切に管理いたします。
- ・お客様の個人情報は、当社グループ及び一般ガス導管事業者、ガス小売事業者と共同利用することがあります。
- ・プライバシーポリシーの詳細は、当社ホームページ(<https://www.shizuokagas.co.jp/>)をご確認ください。

【利用目的】

当社は、ガス・電気・熱等の各種エネルギーをはじめ、当社の商品・サービスをお客様に安心安全にご利用いただくにあたり、各種のお申込みの受付、保安点検、機器販売、各種工事、会員サイトの利用登録等の機会に、当社が直接又は業務委託先等を通じて、又は電話帳・住宅地図等の刊行物等により、お客様の氏名、住所、電話番号等を取引いたしますが、これらの情報は、次の目的に利用させていただきます。

- (1) エネルギー供給及びその普及拡大
- (2) エネルギー供給設備工事
- (3) エネルギー供給設備・消費機器(厨房、給湯、空調等)の保安
- (4) 漏洩・火災自動通報、供給の遠隔遮断等のエネルギー供給事業に関連するサービスの提供
- (5) エネルギー消費機器・警報器等の機器及び住宅設備・生活関連商材の販売(リース・レンタル等を含む)、設置、修理・点検、商品開発、アフターサービス
- (6) 静岡ガスグループ会社の商品・サービスの紹介、提案
- (7) 上記各種事業に関するサービス・製品のお知らせ・PR、調査・データ集積、教育、研究開発
- (8) その他上記(1)から(7)に附随する業務の実施

なお、当社は、上記の業務を円滑に進めるため、口座振替先の金融機関、情報処理会社、協力会社等に業務の一部を委託することがあります。その際、当社からこれらの業務委託先に必要な範囲でお客様情報を提供することがあります。その場合、当社は、業務委託先との間で取扱いに関する契約を結ぶ等、適切な監督を行います。

名称：静岡ガス株式会社 (小売事業者登録番号：D0009)

所在地：静岡県静岡市駿河区八幡1丁目5-38

お問い合わせ先

静岡ガス お客様コンタクトセンター  **0570-020-161**

【受付時間】 月～金曜日 8:45～19:00 土・日・祝日、年末年始(12/29～1/4)、5/1 8:45～18:00

(ホームページ) <https://www.shizuokagas.co.jp/>

この書面はガス事業法第14条、同第15条に基づきお客さまに説明・交付するものです。

(別表) 料金表 ※金額は消費税等相当額を含みます。

- ・ガス料金は基本料金と従量料金(従量料金単価×使用量)の合計額となります。割引制度が適用される契約については、合計額より割引額を差し引いた額となります。なお、1か月のご使用量が0m³の場合は割引の適用は行いません。
- ・下記の基準単位料金は、2015年6月時点の原料価格に基づき決定したものです。(基準平均原料価格 83,090円)
- ・「静岡ガスからのお知らせ(検針票)」にて翌月の従量料金単価をあらかじめお知らせします。
- ・「SHIZGASでんき」とのセット割引(付帯割引約款)は、ガスと同一使用場所において「SHIZGASでんき」(おうちプラン1、おうちプラン2、節約応援プラン、うちうち500プラン)をご契約のお客さまに適用いたします。対象となるガス料金メニューは、一般ガス供給約款、ぼかぼかプラン2、家庭用高効率給湯・調理契約(エコ得プラン)となります。「SHIZGASでんき」が解約された場合は、「SHIZGASでんき」とのセット割引を解消いたします。
- ・長期割引(付帯割引約款)は、同一契約者が同一使用場所において10年以上継続してガスをご契約の場合に適用いたします。対象となるガス料金メニューは、一般ガス供給約款です。

一般ガス供給約款

料金表	1 か月のご使用量	基本料金	基準単位料金
A	0m ³ から10m ³ まで	858.00円	232.49円
B	10m ³ をこえ25m ³ まで	902.00円	228.09円
C	25m ³ をこえ60m ³ まで	1,430.00円	206.98円
D	60m ³ をこえ150m ³ まで	1,551.00円	204.95円
E	150m ³ をこえるもの	1,741.15円	203.68円

割引制度
「SHIZGASでんき」とのセット割引 1ヶ月につき110円 【長期割引】 2%割引 1ヶ月の割引上限額:550円

ぼかぼかプラン2

料金表	1 か月のご使用量	基本料金	基準単位料金
A	0m ³ から10m ³ まで	858.00円	232.49円
B	10m ³ をこえ25m ³ まで	902.00円	228.09円
C	25m ³ をこえ60m ³ まで	1,430.00円	206.98円
D	60m ³ をこえ150m ³ まで	1,551.00円	204.95円
E	150m ³ をこえるもの	1,741.15円	203.68円
F	暖房期※の シングル契約 みなし暖房使用量 ダブル契約・トリプル契約	— —	137.82円 132.73円

割引制度
通常使用量に係る料金に対し 3%割引 1ヶ月の割引上限額: 2,200円 「SHIZGASでんき」との セット割引 1ヶ月につき110円

※暖房期:11月~4月、対象機器の台数に応じ、みなし暖房使用量および契約種別が決まります。

家庭用温水暖房契約(床暖プラン)

料金表	1 か月のご使用量	基本料金	基準単位料金
A	(その他期)0m ³ から25m ³ まで	902.00円	228.09円
B	(その他期)25m ³ をこえるもの	2,496.38円	164.31円
C	(冬期)0m ³ から40m ³ まで	902.00円	221.03円
D	(冬期)40m ³ をこえるもの	3,827.59円	147.89円

割引制度
【浴乾割引】 通年・5%割引 1ヶ月の割引上限額: 2,200円

※その他期:4月~11月、冬期:12月~3月

家庭用高効率給湯・調理契約(エコ得プラン)

料金表	1 か月のご使用量	基本料金	基準単位料金
A	0m ³ から10m ³ まで	858.00円	232.49円
B	10m ³ をこえ25m ³ まで	902.00円	228.09円
C	25m ³ をこえ60m ³ まで	1,430.00円	206.98円
D	60m ³ をこえ150m ³ まで	1,551.00円	204.95円
E	150m ³ をこえるもの	1,741.15円	203.68円

割引制度
通年・3%割引 1ヶ月の割引上限額: 2,200円 「SHIZGASでんき」との セット割引 1ヶ月につき110円

家庭用燃料電池契約(エネファーム発電プラン)

(冬期:12月~3月)

料金表	1 か月のご使用量	基本料金	基準単位料金
A	0m ³ から30m ³ まで	858.00円	175.51円
B	30m ³ をこえ120m ³ まで	1,800.86円	144.06円
C	120m ³ をこえるもの	3,309.43円	131.49円

割引制度
【浴乾割引】 通年・3%割引 【床暖割引】 冬期のみ・10%割引 【セット割引】 その他期:3%割引 冬期:13%割引 1ヶ月の割引上限額: 3,300円

(その他期:4月~11月)

料金表	1 か月のご使用量	基本料金	基準単位料金
A	0m ³ から30m ³ まで	858.00円	175.51円
B	30m ³ をこえるもの	1,800.86円	144.06円

家庭用コージェネレーションシステム契約(エコウィル発電プラン)

基本料金	基準単位料金
942.86円	139.51円

割引制度
【シングル割引】 【オール割引】 通年・5%割引 通年・15%割引 【ダブル割引】 1ヶ月の割引上限額: 通年・10%割引 3,300円

家庭用空調契約(空調プラン)

(夏期を除く期間:10月~6月)

基本料金	基準単位料金
4,840.00円	167.50円

(夏期:7月~9月)

基本料金	基準単位料金
4,840.00円	131.82円

割引制度
なし